

# 公益財団法人日本ソフトテニス連盟

## 技術等級制度規程

(目的)

第 1 条 技術等級制度は、つぎの目的をもって行うものとする。

- (1) ソフトテニスを愛好する者に自己の実力を確かめ、更に技術を向上するための目標を与える。
- (2) ソフトテニスの指導体系を確立する。
- (3) 公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「日本連盟」という）及び各加盟団体（以下支部という）の健全な財政を確立する。

(等級区分)

第 2 条 等級区分を次のとおりとする。

(1) 技術等級

M a s t e r (M a)

E x p e r t (E x)

S e n i o r E x p e r t (S - E x)

S p e c i a l i s t (S p)

S e n i o r S p e c i a l i s t (S - S p)

1 級

2 級

3 級

4 級

SeniorExpert (S-Ex)・Senior-Specialist (S-Sp) は、各種大会における年齢種別が 50 歳以上の部に適用される。

Master (Ma) は、Expert (Ex)・SeniorExpert (S-Ex) あるいは Specialist (Sp)・Senior Specialist (S-Sp) 保持者の中で、特にソフトテニス界に功労のあった 45 歳以上の者とし、支部からの推薦に基づき、日本連盟が認定する。

(2) 指導資格

指導資格を次のとおりとする。

名誉指導員

(受検資格)

第 3 条 次条に規定する技術等級及び指導資格の認定を受けようとする者は、日本連盟に会員登録した者でなければならない。

(認定方法)

第 4 条 技術等級の認定は、次の各号に掲げる方法により別表第 1 (技術等級検定基準) 又は別表第 2 (大会実績に基づく認定基準) に従い、支部からの推薦に基づき日本連盟が認定する。なお、大会実績による申請は、当該大会終了後 1 年以内とする。

- (1) Expert、Senior-Expert 及び Specialist、Senior-Specialist は大会実績のみにより認定する。
- (2) 1 級～ 4 級までは検定会又は大会実績により認定する。
- (3) 名誉指導員は、ソフトテニス界に功労のあった 45 歳以上の者とし、支部からの推薦に基づき日本連盟が認定する。

(検定会)

第 5 条 技術等級の検定会は、各支部において、随時開催する。

- 2 検定会は、別表第 1 に定める検定基準に基づき、検定員が実施する。この場合において、検定員は補助員を依頼することができる。

(認定手続)

第 6 条 日本連盟及び各支部は、第 5 条の規定に基づき技術等級あるいは名誉指導員資格を認定したときは、速やかに技術等級認定登録者名簿に登録するとともに、認定者に対し「認定証」及び「認定バッジ」等を交付する。

(検定員)

第 7 条 検定員は、日本連盟「技術等級検定員規程」に該当する者なることができる。

(変更届)

第 8 条 認定を受けた技術等級又は指導資格に係る登録事項に変更が生じた場合は、速やかに「登録事項変更届」を所属支部に提出しなければならない。

(附 則)

1. この規程は、昭和 49 年 4 月 1 日より施行する。
2. この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日より改訂する。
3. この規程は、昭和 51 年 5 月 1 日より改訂する。
4. この規程は、昭和 52 年 5 月 1 日より改訂する。
5. この規程は、昭和 53 年 6 月 1 日より改訂する。
6. この規程は、昭和 54 年 1 月 1 日より改訂する。
7. この規程は、平成 6 年 6 月 4 日より改訂する。

8. この規程は、平成 8 年 4 月 1 日より改訂する。
9. この規程は、平成 10 年 4 月 1 日より改訂する。
10. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より改訂する。
11. この規程は、日本ソフトテニス連盟が公益財団法人としての設立の登記の日(平成24年4月1日)より施行する。
12. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より改訂する。
13. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より改訂する。
14. この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より改訂する。
15. この規程は、令和 元年 6 月 1 日より改訂する。
16. この規程は、令和 2 年 2 月 26 日より改訂する。
17. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より改訂する。
18. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より改訂する。